

会計年度任用職員制度の導入等について

高知県教育委員会
教職員・福利課

別紙1

目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、全国的に臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られることから、会計年度任用職員制度の導入等により、適正な任用や勤務条件を確保しようとするもの

法改正の内容

【改正法施行】令和2年4月1日

1 地方公務員法の改正【適正な任用等の確保】

(1) 特別職任用の厳格化

通常の事務職員等であっても、「特別職」として任用された結果、守秘義務等の服務規律が課されない者がいることから、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化

(2) 臨時的任用の厳格化

「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに任用する例外的な制度であるが、この趣旨に沿わない運用が見られるため、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化

(3) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

新たに「会計年度任用職員」の規定を設け、採用や任期等を明確化

○『会計年度任用職員』の定義

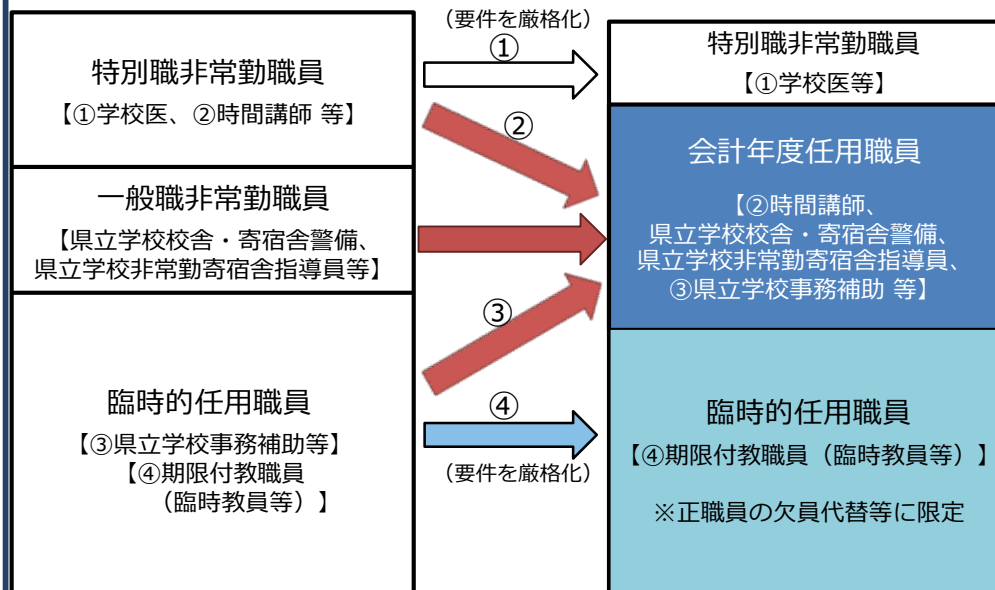
一会計年度ごとに任用する職員であり、その業務は正職員が従事すべき業務以外である職員

2 地方自治法の改正【会計年度任用職員に対する期末手当の給付】

現在は、非常勤職員に期末手当の支給を可能とする規定がないところ、今回の適正な任用等の確保に伴い、国の非常勤職員と同様、**期末手当の支給が可能となる**よう規定を整備

臨時・非常勤職員の状況と移行のイメージ

【現行】



< 参考 > 法改正時の附帯決議(抜粋)(衆議院)

三 現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。(略)

総務省マニュアル、国会の附帯決議の趣旨等を踏まえて、**会計年度任用職員制度を整備**

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について

改正理由

特別職任用及び臨時的任用の厳格化とともに、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を新たに設け、その任用等を明確化する『地方公務員法の一部改正』及び会計年度任用職員に対して新たに期末手当を支給可能とする『地方自治法の一部改正』等を踏まえ、本県において会計年度任用職員制度の導入に必要な条例改正を行ったもの

内容別改正条例一覧

施行期日：令和2年4月1日

内 容	改正する条例	条 文
給付関係 (給料・報酬・手当・旅費等)	・職員の給与に関する条例 ・公立学校職員の給与に関する条例 ・警察職員の給与に関する条例 ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例 ・職員の旅費に関する条例 ・高知県特別会計設置条例	第1条 第15条 第18条 第14条 第5条 第3条 第4条 第13条
退職手当関係	・職員の退職手当に関する条例 ・知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例	第12条 附則第7項
勤務時間・休暇関係	・職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ・警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	第8条 第16条 第19条
育児休業関係	・職員の育児休業等に関する条例	第7条
定数、分限、懲戒、人事行政 の公表の取扱い関係	・高知県職員定数条例 ・高知県警察の設置及び定員に関する条例 ・職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 ・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例 ・高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条 第17条 第11条 附則第6項 附則第8項 第10条
その他(法改正による条ずれ への対応)	・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	第6条 第9条

経過措置：現給保障（附則第2項）、期末手当の在職期間の特例（附則第3項）

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の条文別改正内容

条文	改正する条例	改正内容等
第12条	職員の退職手当に関する条例	○会計年度任用職員のうち、常勤と認められる職（フルタイムの職）に就く者に退職手当を支給可能とする規定の新設 ①正職員と同様の時間勤務したと認められる月が引き続いて12月を超えた場合に支給 ②支給額の算定に当たっては、公務災害、死亡退職等による上乘せ部分を除いて算出 ③当分の間、①の要件を引き続いて6月を超えた場合も支給対象とし、支給額は半額とする →フルタイムの会計年度任用職員が支給対象となる可能性があるため、条例改正を行うもの（国の条例準則による） ○退職手当の支給を受ける職員の定義から60歳を超える臨時教職員を除外するもの →再任用職員との権衡を考慮した改正
第15条	公立学校職員の給与に関する条例	○「職員の給与に関する条例」と同様の改正 ○第1号会計年度任用職員の給与の種類、報酬、費用弁償、期末手当等を規定 ○第2号会計年度任用職員の給料、期末手当等を規定 ○その他会計年度任用職員の給与の特例について規定 ○臨時的任用職員のうち60歳を超える者の給料月額及び諸手当について、再任用職員を上回らないよう必要な措置を講ずるもの
第16条	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	○「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の改正と同様に会計年度任用職員の勤務時間等については、職務の性質等を考慮して任命権者が要綱で定めることとする。とともに、臨時的任用職員についても要綱で定めることとする。 →現在の臨時教職員と同様の制度を継続するもの

会計年度任用職員の主な勤務条件等（案）

高知県教育委員会
教職員・福利課

項目	主な勤務条件等(案)	改正する条例								
募集任用	①募集・任期 募集要項等公募により、原則として一会計年度ごとに募集し、任期は一会計年度内で設定 ②再度の任用 必要性が認められる場合は、能力の実証により、 <u>最大2回(最長3年間)まで任用が可能</u> （時間講師以外の任用に限る） すべての職で、任期の終了後、 <u>中断(空白)期間を置くことなく、引き続き任用されることが可能(空白期間の廃止)</u>	(②要綱等に規定)								
報酬給料	○パートタイム:報酬 ○フルタイム:給料を支給（※現行 臨時的任用職員:賃金、非常勤職員:報酬） ・類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表の給料月額を基礎として定める。(現行制度では独自に設定) ・職務の内容や責任等を踏まえつつ、一定の上限を設ける。	○公立学校職員の給与に関する条例 →報酬・給料水準の考え方、上限の設定								
手当	①期末手当(パートタイム・フルタイム共通) ⇒新たに支給が可能となる(一定の要件を満たした場合) ・6カ月以上の任期の者を対象に支給 ・基礎額、支給割合等は正職員と同様(給料・報酬× 2.55月) ②期末手当以外の手当（※現行制度では、報酬・賃金に上乗せ支給） 支給基準は正職員の例による <table><tr><td>パートタイムの職</td><td>法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給</td></tr><tr><td>支給対象の手当(相当)</td><td>通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等</td></tr><tr><td>フルタイムの職</td><td>新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給</td></tr><tr><td>支給対象の手当</td><td>退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等</td></tr></table>	パートタイムの職	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給	支給対象の手当(相当)	通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等	フルタイムの職	新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給	支給対象の手当	退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等	○公立学校職員の給与に関する条例 →パートタイムの職の給与(報酬、期末手当、その他の手当(相当)) →フルタイムの職の給与(給料、期末手当、その他の手当) ○職員の退職手当に関する条例 →フルタイムの職の退職手当
パートタイムの職	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給									
支給対象の手当(相当)	通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等									
フルタイムの職	新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給									
支給対象の手当	退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等									
休暇	○パートタイムの職の主な「有給休暇」の例（週29時間勤務等の場合） (1)年次有給休暇(8日) (2)忌引(最大7日) (3)夏期特別休暇(4日) (4)病気休暇(10日) 等	○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 →要綱に規定								
人事評価	○地方公務員法の規定に基づき実施する									

臨時的任用教職員の主な勤務条件等（案）

高知県教育委員会
教職員・福利課

項目	主な勤務条件等(案)	改正する条例																																	
募集任用	①募集・任期 募集要項等公募により、原則として一会計年度ごとに募集し、任期は一会計年度内で設定 ②再度の任用 任期の終了後、 <u>中断(空白)期間を置くことなく、引き続き任用されることが可能(空白期間の廃止)</u> ③職名 講師(教員) 等	(③要綱等に規定)																																	
給料	①職務の級、上限の設定 職務の級は1級を適用し、最高号給未満の号給の上限は設けない。(※総務省マニュアルを受けて見直し) 【現行】 <table><tr><th colspan="3">給料の上限</th></tr><tr><td>小中教育職</td><td>1級73号給</td><td>275,500円</td></tr><tr><td>高校教育職</td><td>1級73号給</td><td>277,400円</td></tr><tr><td>行政職</td><td>1級29号給</td><td>184,900円</td></tr></table> ②年度末の年齢が60歳を超える者 再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、決定する。 <table><tr><th colspan="3">給料表の最高号給</th></tr><tr><td>小中教育職</td><td>1級125号給</td><td>311,300円</td></tr><tr><td>高校教育職</td><td>1級153号給</td><td>335,000円</td></tr><tr><td>行政職</td><td>1級 93号給</td><td>244,700円</td></tr></table> <table><tr><td>60歳超 再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める</td><td>↔</td><td>【再任用】<table><tr><td>小中教育職2級</td><td>275,900円</td></tr><tr><td>高校教育職2級</td><td>279,300円</td></tr><tr><td>行政職 3級</td><td>259,100円</td></tr></table></td></tr></table>	給料の上限			小中教育職	1級73号給	275,500円	高校教育職	1級73号給	277,400円	行政職	1級29号給	184,900円	給料表の最高号給			小中教育職	1級125号給	311,300円	高校教育職	1級153号給	335,000円	行政職	1級 93号給	244,700円	60歳超 再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める	↔	【再任用】 <table><tr><td>小中教育職2級</td><td>275,900円</td></tr><tr><td>高校教育職2級</td><td>279,300円</td></tr><tr><td>行政職 3級</td><td>259,100円</td></tr></table>	小中教育職2級	275,900円	高校教育職2級	279,300円	行政職 3級	259,100円	○公立学校職員の給与に関する条例 →条例の適用を受ける職員として定義 →60歳超の給料月額 →60歳超の手当(不支給・準用) ○職員の退職手当に関する条例 →60歳超の退職手当(不支給)
給料の上限																																			
小中教育職	1級73号給	275,500円																																	
高校教育職	1級73号給	277,400円																																	
行政職	1級29号給	184,900円																																	
給料表の最高号給																																			
小中教育職	1級125号給	311,300円																																	
高校教育職	1級153号給	335,000円																																	
行政職	1級 93号給	244,700円																																	
60歳超 再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める	↔	【再任用】 <table><tr><td>小中教育職2級</td><td>275,900円</td></tr><tr><td>高校教育職2級</td><td>279,300円</td></tr><tr><td>行政職 3級</td><td>259,100円</td></tr></table>	小中教育職2級	275,900円	高校教育職2級	279,300円	行政職 3級	259,100円																											
小中教育職2級	275,900円																																		
高校教育職2級	279,300円																																		
行政職 3級	259,100円																																		
手当	①正職員と同様の基準により支給 ⇒ 現行と同様の取扱い (空白期間の廃止により、退職手当、期末・勤勉手当の在職期間が通算される。) ②年度末の年齢が60歳を超える者の手当等(再任用職員の規定を準用) ・扶養手当、住居手当、へき地手当、特地勤務手当及び退職手当は支給しない。 ・期末手当及び勤勉手当は、再任用職員に適用される支給割合により支給する。																																		
休暇	○主な「有給休暇」の例 ※任用が12か月の場合 ⇒ 現行と同様の取扱い (1)年次有給休暇(20日) (2)忌引(最大7日) (3)夏期特別休暇(5日) (4)病気休暇(6日) 等 ※ただし、会計年度任用職員との均衡を考慮し、引き続き検討を行う。	○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 →要綱に規定																																	
福利厚生	○公立学校共済組合の組合員となる																																		
人事評価	○地方公務員法の規定に基づき実施する																																		